

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 148

処 分 名	小児慢性特定疾病医療受給者証の再交付	
処 分 の 概 要	小児慢性特定疾病医療受給者証の再交付を行う。	
根 拠 法 令 名	児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)	
条 項	第7条の23第1項	
所 管 課	健康づくり推進課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	1週間～10日	
標 準 処 理 期 間	計 1週間～10日	
判断基準	<p>児相福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第7条の23第2項、第3項を基準とする。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)</p> <p>第七条の二十三 都道府県は、医療受給者証を破り、汚し、又は失った医療費支給認定保護者から、医療費支給認定の有効期間内において、医療受給者証の再交付の申請があつたときは、医療受給者証を交付しなければならない。</p> <p>② 前項の申請をしようとする医療費支給認定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県に提出しなければならない。</p> <p>一 当該申請をしようとする医療費支給認定保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該申請に係る医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等との続柄</p> <p>二 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の氏名、性別、居住地及び生年月日</p> <p>三 申請の理由</p> <p>③ 医療受給者証を破り、又は汚した場合の第一項の申請には、前項の申請書に、当該医療受給者証を添えなければならない。</p> <p>④ 医療受給者証の再交付を受けた後、失った医療受給者証を発見したときは、速やかにこれを都道府県に返還しなければならない</p>	

手続の流れ

